

紙用箋付

前報嘆紅杏ノ誤リニ日本嘆  
氣書ト級綴替リ乞フ

社ニテハ解雇  
ハノ會社ニハ  
後病氣負  
ラハ其生活上  
休也

- 一、勤続六ヶ月未満ノモノ  
自給ノ二十分
- 二、全六ヶ月以上一年未満ノモノ  
自給ノ五十日分
- 三、全一年以上五年未満ノモノ  
一ヶ月増ス毎二自給ノ四十分加算セラタレ
- 四、勤続五年以上十ヶ年未満ノモノ  
一ヶ月増ス毎二自給ノ五十分
- 五、勤続十五年以上ノモノ  
一ヶ月増ス毎二自給ノ七十分

要和易

別紙(三)

大正十一年九月九日

日本エニマル株式會社

以上

- 嘆  
願  
書
- 第一項  
解雇牛当率引上之ル事
  - 第二項  
病氣退職牛当訂正ノ件
  - 第三項  
割増給及二十五才ノ牛當ヲ本給ニ縛入ル事
  - 第四項  
工場内ニ於ケル賃借牛当訂正ノ件
  - 第五項  
五千年以上勤續職工ニ適用セル病氣欠勤侵  
偶法ヲ一般職ニ適用ノ件
  - 第六項  
公休ハ毎日曜月三実行セラシタレ
  - 第七項  
食堂及浴場ヲ設施ヲナス事

- ナシタル為メ解雇セラシタルモノ
- 二、上司ノ命ヲ拒ミ悔ハノ状ナシト認ム解雇セラ
- レタル者  
ス行爲アリタル為メ解雇セラシタルモノ